

(案)

説明書(プロポーザル方式)

業務名	「令和7年度 衛星データの活用可能性実証事業」
履行期間	契約締結日から 令和8年(2026年)2月28日(土)まで
契約の方法	プロポーザル方式による随意契約
契約上限額	8,000千円(消費税及び地方消費税額を含む)
公示日	令和7年4月14日(月)
「参加資格確認申請書」 「仕様書等に対する質問書」 の提出期限	令和7年4月24日(木) 17時必着
参加資格確認結果の通知	令和7年4月28日(月) 予定
「質問書」に対する回答	令和7年4月28日(月)まで ※「回答」は、その都度、県HPに掲載
「提案書等」の提出期限	令和7年5月16日(金) 17時必着
プレゼンテーション	令和7年5月22日(木)
最優秀提案者の決定	令和7年5月26日(月) 予定

1 プロポーザル参加要件について

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) プレゼンテーション審査会の日から6か月前から審査会の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りした者でないこと。

- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務の実績を有すること。

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(6)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

2 説明会の開催について
実施しない

3 参加資格確認申請書について

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に係る書類を添付のうえ提出し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式第1号又は2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 会社概要（パンフレットで可）
- エ 実績書（様式第4号）

- (2) 提出期限 令和7年4月24日（木） 17時必着

- (3) 申請書等の提出は、電子メール、持参又は郵送による。
 - ・郵送の場合は、簡易書留等により送達の記録が残る方法に限る。
 - ・電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出先 「14 問い合わせ先」のとおり
- (6) 参加資格の確認結果 令和7年4月28日(月)までに、申請書提出の全員にメールで通知します。

4 仕様書等に対する質問について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第5号)に記入の上、「14 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス宛にメールで提出すること。
また、メール送信後、着信確認の電話をすること。
- (2) 質問書に対する回答 令和7年4月28日(月)までに、その都度、県HPに掲載します。

5 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類
関係資料を添付のうえ、持参又は郵送にて提出すること。
 - ア 表紙(様式第6号)
 - イ 提案書(任意様式)
 - ウ 実施スケジュール案(任意様式)
 - エ 業務体制表(任意様式)
 - オ 見積書(A4、任意様式)
 - ・見積書は、合計金額(消費税及び地方消費税の額を含む)のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳がわかるよう記載すること。
- (2) 提出期限 令和7年5月16日(金) 17時必着
- (3) 提案書等の提出は、持参又は郵送による。なお、別途、提出書類の電子データ(PDF)を電子メールにて提出すること。
 - ・郵送の場合は、簡易書留等により送達の記録が残る方法に限る。
- (4) 提出部数 書面(現物) 各5部(正本1部、副本4部)
※電子データ(PDF) 各1部
- (5) 提出先 「14 問い合わせ先」のとおり

6 プレゼンテーションについて

- (1) 日時 令和7年5月22日(木)
- (2) 場所 佐賀県庁新館6階 行政デジタル推進課 会議室(CIO室)
- (4) その他
 - ・参加者別の時間帯は、別途、全員にメールで通知する。
 - ・説明時間 各30分(予定:説明20分、質疑10分)

7 評価に関する事項について

- (1) プロポーザル審査会の評価基準は、別添のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

8 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最低基準点以上の参加者の中から最も優れている参加者を最優秀提案者として選定する。
- (2) 最優秀提案者は、評価点の最も高い者とする。なお、評価点の最も高い者が2者以上のときは、審査員の協議のうえ審査員長が最優秀提案者を決定する。
- (3) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。なお、最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (4) 参加者が1者のみの場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するにふさわしい提案者か否かを評価する。

9 審査会の結果について

審査会の結果については、令和7年5月26日（月）までに、プレゼンテーションに参加した全員に対しメールで通知する。

10 最優秀提案者との契約手続きについて

- (1) 最優秀提案者は、委託業務の仕様書、必要経費等について再度県と調整を行うものとする。県との協議が整い次第、再度見積書を徴した後、契約締結を行うものとする。
- (2) 契約書は別添の「契約書（案）」を予定しており、2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

11 留意事項について

- (1) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。また、提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

- (3) 本件プロポーザルへの質問は、「14 問い合わせ先」で受け付ける。なお、質問応答の内容は、県HPへの掲載にて周知する。

12 契約事項について

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
(2) 契約保証金は、「13 その他」の(5)のとおり。

13 その他

(1) 見積書について

提案書と合わせて提出する見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。また、宛先は、収支等命令者（又は、佐賀県政策部政策企画監）と記載し、提案者の商号又は名称、所在地及び代表者氏名を記載すること。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) プロポーザル契約手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。なお、この場合の損害は、参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(5) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

14 問い合わせ先について

担当課 佐賀県政策部さが政策推進チーム 西川（松永）
住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
電 話 0952-25-7360
電子メールアドレス kikakuteam@pref.saga.lg.jp

【添付書類】

- 公示（写）
- 仕様書
- 各種提出様式
 - ・参加資格確認申請書（様式第1号） ※単独事業者
 - ・参加資格確認申請書（様式第2号） ※共同企業体
 - ・誓約書（様式第3号）
 - ・業務実績書（様式第4号）
 - ・質問書（様式第5号）
 - ・提案書（表紙）（様式第6号）
- プロポーザル評価基準
- 契約書（案）